

平成 21 年 7 月 1 日
財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

廃棄物関係書類の作成要領
(プラスチック製容器包装用)

廃棄物関係書類は、以下内容に沿って施設毎に提出してください。

1. 提出書類

提出書類は以下のとおりです。

- (1) 廃棄物の処理、処分の方法および処理、処分委託予定事業者情報
- (2) 処理、処分委託予定事業者の業許可リスト
- (3) 処理、処分委託予定事業者との契約書のコピー（業許可証のコピーを含む）

なお、事業者区分、施設区分による提出の要否は以下のとおりです。「新規登録申請施設」のみ、提出が必要となります。事業者区分、施設区分の詳細については、資料 2 を参照願います。

事業者区分	平成 21 年度登録事業者				新規登録申請事業者
施設区分	平成 21 年度登録施設		新規登録申請施設		新規登録申請施設
H22申請能力増強 (様式2)	能力変更なし	能力増強有	能力増強有	—	—
	①	②	③	④	⑤
廃棄物関係書類	×	×	○	○	○

○：全ての書類の提出が必要 ×：提出不要

2. 残渣の有効利用について

「平成 22 年度ガイドライン」を踏まえ、以下内容を遵守願います。なお、「特段の理由があり対応が困難な場合には、事前に(財)日本容器包装リサイクル協会に相談の上、指示に基づき適切に処理を行わなければならない。」と規定してあることに留意して、処理・処分先を決めてください。

また、廃プラスチック類については、単純焼却でなくエネルギー利用を行なっていることを事業者は確認し、確認した関係資料を保管してください。

イ) 材料リサイクル

材料リサイクルの廃棄物対策に「このうち、廃プラスチック類を産業廃棄物として処理するに当たっては、資源の有効利用と環境負荷低減の観点から直接埋め立てを禁止するとともに、単純焼却でなくケミカルリサイクルやエネルギー利用による有効利用を行うことが望ましい。」と規定されている。

そこで、運用にあたっては、直接埋め立て禁止および単純焼却禁止とする。

ロ) ケミカルリサイクルおよび固形燃料等

ケミカルリサイクルおよび固形燃料等については、「このうち、廃プラスチック類を産業廃棄物として処理するに当たっては、埋め立て処分場延命の観点から焼却（エネルギー回収が望ましい）等により減容化することとし、直接埋め立てを禁止とする。」と規定されている。

そこで、運用にあたっては、直接埋め立て禁止とする。

3. 作成方法

提出書類の作成方法は以下のとおりです。

(1) 廃棄物の処理、処分の方法および処理、処分委託予定事業者情報

- ① 施設から排出される廃棄物の種類（物質収支図と一致のこと）ごとに、処理・処分の方法及び処理・処分を委託する予定の事業者（自己処理・処分事業者を含む）の名称（所在地、連絡先電話番号含む）、処理費用、契約書の締結日のリストを提出してください。

※ 廃棄物の種類：選別残渣（人手、機械）、比重分離残渣、熱分解残渣等をいう。

- ② 廃棄物の処理・処分の方法は、表1の例を参考に記載してください。

- ③ 有価物として処分する場合もその旨が分かるように記載してください。

表1 廃棄物の処理、処分の方法および処理、処分委託予定事業者情報 記載例

廃棄物の種類	処分の方法	収集運搬事業者	中間処理事業者	最終処分事業者	処理費用	契約締結日
選別残渣	資源化 (RPF)	X (株)	RPF化 AA (株)	販売先 B (有)	30,000 円/t	18.2.25 自動延長
	焼却 (エネルギー回収)	Y (株)	焼却処理 CC (株)	埋立 D資源化センター	20,000 円/t	14.8.6 自動延長
	破碎・焼却処理 (セメント原燃料化)	Z (株)	(破碎・焼却 (燃料化)) Fセメント (株)		25,000 円/t	21.7.1 1年間
水処理汚泥	埋立処分	X (株)	—	埋立 (株) G	29,000 円/t	16.12.12 自動延長
金属	有価販売	—	—	M(有)	15,000 円/t	17.6.18 自動延長

以下、実施予定の全ての処分方法について記載

(2) 処理、処分委託予定事業者の業許可リスト

処分を委託する事業者の許可証のリスト（委託内容、委託会社、許可証の発行者、同許可

番号、有効年月日)を提出してください。許可証の有効期限切れが無いように管理してください。

表2 廃棄物の処分委託する事業者の許可証のリスト

委託内容	委託会社名	許可証発行者	許可証番号	有効年月日
収集運搬	X (株)	東京都知事	123456	H22.4.5
	X (株)	○●県知事	056789	H23.6.1
	Y (株)	●○県知事	234567	H22.8.4
	Z (株)	△△市長	345678	H23.6.10
固形燃料化	AA (株)	○○市長	456789	H22.2.5
焼却処理	CC (株)	▽▲県知事	567890	H22.5.9
以下、委託事業者を全て記載				

- (3) 処理、処分委託予定事業者との契約書のコピー（業許可証のコピーを含む）
委託するすべての事業者との契約書のコピーを提出してください。なお、契約書のコピーには、業の許可証のコピーを添付してください。

以上